

佐賀県立病院移転新築事業及び職員宿舎移転新築事業及びこれに伴う市道付替工事（佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原字三本黒木籠及び字五本谷籠地内）にかかる事業認定理由について

平成20年8月1日付けで佐賀県から事業の認定の申請があった佐賀県立病院移転新築事業及び職員宿舎移転新築事業及びこれに伴う市道付替工事（佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原字三本黒木籠及び字五本谷籠地内）について、平成20年11月28日に土地収用法に基づき事業の認定の告示をしました。

その事業認定理由を以下に添付しています。

事業認定理由